



平成26年11月17日

薩摩川内警察署長 殿

住所 薩摩川内市御陵下町 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
☎ [REDACTED]

耕作中に出土した律令時代の遺物拾得について（報告）

私が所有します薩摩川内市御陵下町 [REDACTED] = 国分寺自治会（方六町四方の条里の区域内 = 薩摩国府跡遺構の一部）の農地から耕作中に出土し、軒下を集積していました土器片等に関し、遺失物法第4条第1項並びに文化財保護法第100条第2項の規定に準じ、下記により遺物の発見・拾得報告をいたします。

記

物件の名称	律令時代の薩摩国府時代の遺物（土師器片・須恵器片・白磁片・瓦片）＋石鏃 プラケース（50×33×8cm）1箱
発見者の住所・氏名	薩摩川内市御陵下町 [REDACTED] [REDACTED]
土地所有者の住所・氏名	同上
発見の年月日	平成26年11月17日
発見の場所／遺跡名	薩摩川内市御陵下町 [REDACTED]（字入来原） 薩摩国府跡の条里六町の区域内
発見の原因	耕作に伴い
発見した土地の所有権 取得年月日	平成24年 [REDACTED] / 母逝去に伴う相続

【付 記】

薩摩国府跡は、薩摩国分寺跡方2町に西隣に隣接する方六町の国分寺町～御陵下町の区域内に存する事は、昭和39年以降の発掘調査で確認されており、同年以降の発掘調査に学生時代を通じ継続参加していた経験から熟知しており、耕作土20～30㎝以下に律令時代の遺物包含層が含まれている事は認識していましたが、土壌改良並びに残渣埋設土穴・野菜貯蔵穴を掘る必要があり、同作業中に出土したものを軒下を集積してきたのを、農閑期を迎えた中、水洗作業を済ませ分類作業を終えた今の時期の発見届けに至ったものです。



なお、文化財保護法との関係は、元職の関係から市教委文化課埋文職員同様に十分認識した上での本件報告です。